

# インターネット上の名誉・信用毀損等の 不法行為の実情と法制度への期待

弁護士 田島正広

~ 2003.3.28

# 1 インターネット上の名誉・信用毀損等の実態

## (1) はじめに～インターネットの特長

- ・ 時間的・場所的な無限定性
- ・ 不特定多数性
- ・ 匿名性・無痕跡性
- ・ 簡易・迅速性
- ・ コストの低さ

but この特長が悪用されるときは、これがそのまま侵害行為・被害についての特徴となる。

名誉・信用毀損等のケースには、これらが顕著に現れる。

## (2) 要因

### 【攻撃側の要因】

モラル・ハザード

モラル低下・痛みを知らない世代 復讐方法の陰湿化

正義の勘違いと人権感覚の欠如

悪しきものと一方的主観的に判断したものに対する徹底的な攻撃  
性向

満たされない者の社会への不満・鬱憤

無差別殺人などと同じ構図

集団心理

日本的な集団意識とアジテーター（煽動者）の存在

一人では物を言えない弱気な者が集団になると攻撃的性向を増す。

## 匿名性・無痕跡性

発信者情報開示制度導入後も I S P がその安易な開示に応じ  
ないことへの安心感

実社会では存するはずの社会的抑止力の欠如

### 【攻撃される側の要因】～特に企業について

企業倫理・社会的責任の自覚の欠如

社内外から義憤を招く

顧客満足感軽視

顧客の不満、ひいてクレーマーにも義憤を与える

### (3) 近時の裁判例 ～ 記事掲載禁止・削除の仮処分

日本生命事件（東京地決平成13年8月31日・同庁平成13年（ヨ）1087号事件）

住友海上火災事件（東京地決平成13年4月24日）

#### (4) 近時の裁判例 ～ 本案訴訟

ニフティサーブ・現代思想フォーラム事件・第1審判決（東京地判平成9年5月26日・判時1610号22頁）

都立大学事件第1審判決（東京地判平成11年9月24日・判時1707号139頁）

ニフティサーブ・現代思想フォーラム事件・第2審判決（東京高判平成13年9月5日）

ニフティサーブ・本と雑誌フォーラム事件・第1審判決（東京地判平成13年8月27日）

2ちゃんねる動物病院事件・第1審判決（東京地判平成14年6月26日（同庁平成13年(ワ)15125号））

2ちゃんねる・動物病院事件・控訴審判決（東京高判平成14年12月25日（同庁平成14年(ホ)第4083号））

## (5) 近時の実例から

### 東芝ビデオデッキ事件模倣事案

#### 東芝ビデオデッキ事件（1999年7月）

- ～ 会社員の男性顧客が東芝のビデオデッキを2台購入した際、その不具合に気づき、修理を依頼した。その際若干のやりとりを経て、東芝の渉外監理室の社員から暴言を浴びたとのことで、会社員は怒り会話を録音したテープをインターネットのホームページにアップロードした。これが様々なインターネット掲示板で反響を呼び、加速度的にアクセス数が増加して、2ヶ月弱で600万件を越すに至った。

これを模倣して、ありもしないクレーム事例をウェブサイトにて紹介し、録音テープについては「工事中」としつつ、テープ起こしを行ったと称してテキストにて虚偽内容の誹謗記事を掲載するという事例で、複数観られる。企業あるいは企業内の特定個人を攻撃対象としている。

## 信用毀損事案（株価操作目的？）

某著名掲示板のファイナンス情報欄において、同業他社等の関係者を装い、あるいは法規制の動向に通曉した者を装うなどして、全く虚偽の業界・製品情報を日々大量に投稿し続け、誹謗・信用毀損を継続した事案。

同掲示板の情報は、時にアナリストらにも参照されることがあるとされ、当該会社の信用毀損に止まらず、同社の株主や債権者にも経済的影響が及んだ可能性がある。

## 個人情報漏洩事案（遊び型犯行誘発目的？嫌がらせ？）

女性の氏名・住所・電話番号・職場などのプライバシー情報をあたかも本人であるかになりすましてネット上で公開し、援交希望、あるいは強姦希望などと記載する事案。顔写真を貼付するような場合もある。



## 2 法的対処とその限界

### (1) 現状と方向性

これまでの訴訟においては、狭い範囲でのやり取りの中で発信者を知り得たケースや、たまたま発信者が判明したケース以外は、発信者を知り得ないためにISPを被告とせざるを得なかった。

ISPの責任に関する判例の蓄積と責任制限法 = その責任には限界がある

加害者に対する責任追及の方途を探る必要がある。  
but 匿名性の壁

いかにして発信者情報を入手するか？

(2) 弁護士会照会制度（弁護士法 § 23の2）

正当事由なき限り報告義務あり。

➤but 正当事由とは、証言拒絶権（民訴法 § 191、197など）を参考にするとされ、実際には「職業の秘密」に関する事項（同法 § 197）等に該当するして拒絶されることが通常（電気通信事業法上の「通信の秘密」、あるいは契約上の守秘義務）。

(3) 当事者照会（民訴法 § 163本文）

➤そもそも裁判の当事者に対するもの。相手が不明では訴訟にもならない。

➤証言拒絶権（前掲）の範囲で限界がある。

(4) 文書提出命令・送付嘱託（民訴法 § 220）

文書の所持者に対する提出命令

➤but ここでも証言拒絶権の範囲で提出拒絶可（同条）

(5) 証拠保全（民訴 § 234）

➤ 証言拒絶権の範囲で限界がある。

(6) 発信者情報開示請求

プロバイダー責任制限法 § 4に基づくもの。権利侵害の明白性・正当理由が要件

➤ プロキシ・サーバー経由等の場合に、中間のISPへの請求権の所在につき解釈上の疑問を呈する見解もある

➤ 海外のサーバー経由の場合の限界

➤ 「発信者の意見を聞かなければならない」との点も意見聴取だけでは不十分

## 交渉段階

- I S P は拒絶しても故意又は重過失なき限り免責。このため、実際には、訴訟前の交渉ではほとんど開示されていないのが実情。

## 発信者情報開示の仮処分

- 満足的仮処分となるため、必要性に疑問を提示する見解も有力

## 発信者情報保存の仮処分

- ログの保存義務なし。記録のない過去の侵害情報に関するログは保存しようがない。
- 仮処分制度それ自体の問題として、コストの問題。

## 発信者情報開示請求訴訟

- 判決時にログが保存されていなければ無意味
- 中間・接続元の I S P が判明してもそこにログが保存されていなければ無意味

### 3 法制度への立法論的期待

(1) 当事者間の自主解決を可能にするための手続  
Cf) Notice and Takedown ( DMCA )

(2) 迅速かつ低コストな発信者情報保存手続？

発信者情報開示の仮処分が認められれば現行法上対処可。but それが認められない場合、最終のISPの下でのログ保存だけでは、開示判決までに中間ISPがログを消去するなどして後日遡れない場合がありうる。

Cf) 被害発生後迅速な発信者情報開示請求を行った場合に、当該情報を保存しなかった / 削除したISPの責任論

この裏返しとして保存される可能性はある。

(3) 国際的な関係による一括的な発信者情報保存手続？

(4) 証言拒絶権の制限の余地は？

## 4 最後に

匿名性は企業の内部告発に対する保護などの観点で重要  
匿名言論を一切否定することは表現の自由の不当な制限

but 濫用の場合の歯止めが必要

ログの保存は、匿名性の悪用に対する効果的な抑止力（  
例外的な場合に裁判上開示される可能性があるだけでも）。

cf) 誹謗・中傷の温床となっている某匿名掲示板でも、  
一部のスレッドで近時ログを取り始めたとのことで、  
誹謗の程度が緩和されつつあるとの指摘もある。

E N D